

農業農村整備事業等再評価地区別資料

局	九州農政局
---	-------

都道府県名	佐賀県	関係市町村名	佐賀市（旧佐賀市、旧川副町、旧東与賀町、旧久保田町）、小城市
事業名	農村地域防災減災事業 （地盤沈下対策事業）	地区名	佐賀中部
事業主体名	佐賀県	事業採択年度	平成3年度
〔事業内容〕 事業目的：本地区は、佐賀県の中央部に位置する2市に跨る約9,200haの水田地帯であり、嘉瀬川を主水源とする地域であるが、常襲的な干ばつ対策として、水田に必要な不足用水量を確保するために、国営嘉瀬川農業水利事業（昭和24年度～昭和48年度）及び県営かんがい排水事業嘉瀬川地区（昭和38年度～昭和60年度）により、北山ダム、川上頭首工、幹線水路が造成されている。 しかしながら、造成された農業用用水施設は、現在では、地下水の汲み上げによる地盤沈下が主な原因となって、末端までの配水に支障を来している状況である。また、本地区は、地域の地盤沈下に加え、都市開発の進展による排水量の増加や有明海沿岸部における干潟の発達等を原因とした排水障害により湛水被害が拡大している地域でもある。 このため、国営総合農地防災事業佐賀中部地区（平成2年度～平成22年度）の末端整備として、農業用用水施設の改修により通水機能及び排水機能を回復させ、本地域全体として農業経営の安定と国土保全を図るものである。 受益面積：9,196ha 主要工事計画：用水路 25km 排水路 31km 排水機場 3箇所 総事業費：15,387百万円（計画総事業費：13,410百万円） 工期：平成3年度～令和5年度（計画工期：平成3年度～平成25年度） 関連事業：国営総合農地防災事業佐賀中部地区、国営かんがい排水事業筑後川下流地区、水資源機構営筑後川下流用水事業、水資源機構営筑後大堰建設事業、県営かんがい排水事業、県営干拓地等農地整備事業、県営圃場整備事業			
〔項目〕 ア 事業の進捗状況 本地区の令和2年度までの進捗率は、90.0%である。今後は残る用水路と排水路の整備を進める予定である。 ① 計画工期に対して著しい変更は認められないか 本地区は、平成3年度に事業採択されたが、本地区の関連事業である国営総合農地防災事業や他事業の道路改修事業等との調整を図りながら事業を進める必要があり、その協議調整に時間を要したことや、近隣小中学校との施工計画等の協議調整に時間を要したことにより完了予定工期を令和5年度に延伸することになった。 なお、残事業は令和5年度完了に向け計画的に事業進捗を図る予定である。			

② 地元負担等について、関係者間の合意形成が図られているか

地元負担等について、関係者（佐賀市、小城市、地元）との合意形成が図られている。

イ 関連事業の進捗状況

本地区の関連事業は「国営総合農地防災事業佐賀中部地区」「国営かんがい排水事業筑後川下流地区」「水資源機構営筑後川下流用水事業」「水資源機構営筑後大堰建設事業」及び「県営かんがい排水事業」「県営干拓地等農地整備事業」「県営圃場整備事業」であり、本地区に関連する施設は整備済みである。令和2年度までの本地区の進捗は90.0%であり、早期に効果が発現するよう円滑な事業進捗管理を図っている。

① 「農業農村整備事業管理計画」等に即し、関連施策等との連携・調整が行われているか
農業農村整備事業管理計画に即し、適切に連携・調整が行われている。

② 国営附帯地区については、国営事業との進捗調整が図られているか
本地区に関連する国営水路は整備済みである。

ウ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化

① 受益面積の増又は減が10%未満であるか

計画変更（平成19年9月計画確定）以降、著しい変更は生じていない（△2.1%）。

② 主要工事計画の著しい変更が認められないか

計画変更（平成19年9月計画確定）以降、事業量の変更や工法変更が一部路線で行われているが、主要工事計画の著しい変更は生じていない。

エ 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む）

本地区は、現計画と農業効果の算定基礎となる地域農業振興の基本方針などに大きな変更はなく、費用対効果分析の基礎となる要因の変化は生じていない。

① 工法や事業量の変更に伴う事業費増分（労賃又は物価の変動によるものを除く。）が計画事業費の10%未満であるか

計画変更（平成19年9月計画確定）以降、工法や事業量の変更に伴い、事業費が計画事業費の7.8%増加している。

② 市町村等が策定する農業振興計画等との整合が図られているか
佐賀市及び小城市の農業振興地域整備計画と整合が図られている。

③ 費用対効果分析の結果
(B/C) 1.46（現計画時：1.34）

オ 環境等の調和への配慮

本地域において生息が確認されている絶滅危惧種（アサザ（植物）及びニッポンバラタナゴ（魚類）など）は、本地区の整備予定箇所では、確認されていないが、事前の生態調査を行う体制を整えている。

また、水路敷きに余裕がある一部の水路については、コンクリート杭柵を階段状に設置し、周辺の景観や親水性を保全・創出するとともに、水際の水深の変化により、小型水生生物へ配慮した整備を行っている。

なお、各市で作成している田園環境整備マスタープランとも整合を図りつつ、工事を実施するとともに、建設重機の排出ガス対策型建設機械を指定された平成15年度以降使用するようにしている。

カ 事業コスト縮減等の可能性

- ・水路掘削土を埋戻土として再利用し、残土処分のコストを抑えている。
- ・地域排水を効果的に行うため、排水機場を既設排水機場に併設し、吐出槽や樋門等施設を既設利用とすることで、建設コストを抑えている。
- ・不等沈下が少なく且つコンクリートの強度及び断面が十分である用水路の一部区間において、既存の水路を活用し、水路内面に樹脂塗装を行う工法とすることで建設コストを抑えている。
- ・今後、実施予定の工事においても、積極的にコスト縮減に努めることとする。

キ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向

本地区の農業用用水施設は地域の地盤沈下を主な原因とした機能障害により、農業用水の末端までの配水に支障を来しており、営農者から未整備区間の早期機能回復が望まれている。

また、湛水被害の要因も、地域の地盤沈下に加え、都市開発の進展、有明海沿岸部における干潟の発達等を原因とした排水障害であり、また、近年、予測しがたい集中豪雨等が頻発していることから、地元農家をはじめ、土地改良区及び佐賀市、小城市は、早期の事業完了を強く要望している。

ク その他

第1回計画変更年月日（計画確定日） 平成19年9月21日。

事業主体の 事業実施方針	継続する。
事業主体の 予算要求方針	令和4年度予算を要求する。
第三者 の意見	本地区は、関連事業の工期延長等により、事業工期が延伸しているが、本事業の進捗率は90%に達しており、地盤沈下被害の防止・軽減や水利用の効果も発現している。近年、集中豪雨等の異常気象が頻発していることから、今後も地元の意向を踏まえ、コスト縮減を図りつつ、事業の早期完了が望まれる。
補助金 交付の方針	予算を割り当てる。

農村地域防災減災事業(地盤沈下対策事業)

さがちゅうぶ

「佐賀中部地区」事業概要図 【No. 17】



<事業概要>
 用水路 25km
 排水路 31km
 排水機場3箇所

凡 例	
—	用水受益
—	排水受益

凡 例	
—	令和3年度まで
—	令和4年度以降

